

第4期愛知県障害者計画と第6期愛知県障害福祉計画を一体化した新プランの策定について

1 計画策定の趣旨

- 2020（令和2）年度は、第3期障害者計画の性格を持つ「あいち健康福祉ビジョン2020 ※」及び、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の性格を併せ持つ「第5期愛知県障害福祉計画」の計画期間の最終年度に当たることから、新たに次期計画を策定する必要がある。
- これまでは、障害者計画と障害福祉計画の策定期間がずれていたが、今回、次期計画の策定期間が重なったことを契機に、本県の**障害者施策の進むべき方向を示す羅針盤として、より実効性の高い総合的な計画とするため、第4期障害者計画と第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）を一体的に策定**していく。これにより、障害者計画と障害福祉計画の重複する部分の解消を図ることができる。
- なお、「次期あいち健康福祉ビジョン」は、健康福祉施策全体の方向性を示す計画であることから、引き続き障害福祉分野の方向性を記載するものの、障害者計画としては位置付けないこととする。

【障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の違い】

- ・ 障害者計画は、障害者基本法を根拠として各分野にわたる障害者施策の考え方や方向性を定めている。
- ・ 障害福祉計画（障害児福祉計画）は、障害者総合支援法（児童福祉法）を根拠として、各分野にわたる障害者施策のうち、障害者（障害児）に対する生活支援分野に関する施策に特化して、障害福祉サービス（障害児通所支援等）の提供体制を確保するための取組を定めている。

※あいち健康福祉ビジョン2020

5年後、10年後の県の健康福祉全般にわたる進むべき方向を示すため、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を展望し、2020（令和2）年を目標として2016（平成28）年3月に策定。

現在は、2040（令和22）年を展望し、2025（令和7）年を目標として、次期あいち健康福祉ビジョンを策定中。【2021（令和3）年3月策定予定】

2 これまでの計画策定の経緯

(1) 障害者計画

2004（平成16）年の障害者基本法改正を受けて、「21世紀あいち福祉ビジョン」（2001（平成13）～2010（平成22）年度）の障害者支援に係る記載部分を第1期障害者計画に位置付け。引き続き第2期障害者計画として「あいち健康福祉ビジョン」（2011（平成23）～2015（平成27）年度）、第3期障害者計画として「あいち健康福祉ビジョン2020」（2016（平成28）～2020（令和2）年度）を策定し、障害者支援に係る記載部分を障害者計画と位置付けて障害者施策の推進を図ってきた。

(2) 障害福祉計画（障害児福祉計画）

2006（平成18）年の障害者自立支援法制定を受けて、「第1期愛知県障害福祉計画」（2006（平成18）～2008（平成20）年度）を策定。引き続き5期にわたり策定（現在は障害者総合支援法に基づき策定）し、障害福祉サービスの提供体制の整備に取り組んできた。（2016（平成28）年の児童福祉法の一部改正を受けて、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する「障害児福祉計画」を盛り込んだ「第5期愛知県障害福祉計画」（2018（平成30）～2020（令和2）年度）を策定。）

(参考) 過去の策定状況

障害者計画			障害福祉計画【3年間】 障害児福祉計画（2018(H30)年度から）		
区分	策定年度	計画期間	区分	策定年度	計画期間
第1期	2000年度 (H12)	2001～2010年度 (H13～H22) 【10年間】	第1期	2006年度 (H18)	2006～2008年度 (H18～H20)
			第2期	2008年度 (H20)	2009～2011年度 (H21～H23)
第2期	2010年度 (H22)	2011～2015年度 (H23～H27) 【以降5年間】	第3期	2011年度 (H23)	2012～2014年度 (H24～H26)
			第4期	2014年度 (H26)	2015～2017年度 (H27～H29)
第3期	2015年度 (H27)	2016～2020年度 (H28～R2)	第5期 第1期(児)	2017年度 (H29)	2018～2020年度 (H30～R2)
			第6期 第2期(児)	2020年度 (R2)	2021～2023年度 (R3～R5)
第4期	2020年度 (R2)	2021～2026年度 (R3～R8)			

3 計画期間

○ 障害者計画

2021(令和3)年度から2026(令和8)年度までの6年間

○ 障害福祉計画・障害児福祉計画

2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3年間

○ 計画期間が異なる理由

障害福祉計画は、国の基本指針により計画期間は3年とされているが、障害者計画には定めがない。

3計画を一体化して策定するに当たり、障害者計画は現行どおり中期計画とし、次期改定時期を障害福祉計画と合わせるため、計画期間を6年とする。

なお、3年後に第7期障害福祉計画を策定する際には、2023(令和5)年に国による策定が予定されている障害者基本計画(第5次)の検討や社会情勢の変化等を踏まえ、障害者計画についても柔軟に見直しをしていく。

4 ワーキンググループの設置【資料2】

2020(令和2)年4月、計画の内容等の検討を行うため、ワーキンググループを設置

なお、ワーキンググループの構成員は障害者施策審議会の委員から選出しており、委員の任期が今年6月30日に満了となるため、第2回以降のワーキンググループの構成員は改選後の委員から選出を行う。

5 計画策定のスケジュール(予定)

2020(令和2)年	6月	ワーキンググループ委員への意見照会(計画骨子素案検討)
	7月	自立支援協議会委員への意見照会(計画骨子素案検討)
		第1回障害者施策審議会(計画骨子素案検討): 書面開催予定
	10月	第2回ワーキンググループ(計画素案検討)
	11月	第3回ワーキンググループ(計画素案検討)
	12月	第2回障害者施策審議会(計画素案検討)
2021(令和3)年	1月	パブリックコメント(計画素案)
	3月	第2回自立支援協議会(計画案検討)
		第3回障害者施策審議会(計画案検討)
	3月	計画策定・公表

6 計画の骨子（素案）【資料3】

- 骨子の章立ては、第5期愛知県障害福祉計画を基本とする。
- 計画の充実を図るため、新規の章立てとして、次の3章を加える。
 - ・中期計画として「展望」を示すため、第4章を加える。（あいち健康福祉ビジョン2020から移行）
 - ・中期計画として「障害者施策の基本的な方向」を示すため、第5章を加える。（ 〃 ）
 - ・第4次障害者基本計画及び障害福祉計画基本指針を踏まえ、成果目標の充実を図ることとし、計画の進捗状況を管理するため、第8章を加える。

<骨子（素案）の章立てと各計画の該当部分（案）>

章立て	障害者計画	障害福祉計画 障害児福祉計画
第1章 計画策定の趣旨	○	○
第2章 計画の基本的な考え方	○	○
第3章 現状	○	○
第4章 <u>展望（2040(令和22)年のめざすべき姿）</u>	○	
① <u>2040(令和22)年の愛知県の障害福祉施策のめざすべき姿</u>	○	
② <u>施策体系図</u>	○	
第5章 <u>各分野における障害者施策の基本的な方向</u>	○	○
第6章 障害福祉計画で定める目標		○
第7章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策		○
第8章 <u>成果目標一覧</u>	○	○
第9章 計画の推進	○	○

7 参考事項（計画策定に当たり踏まえるべき事項）

(1) 第4次障害者基本計画（2018(平成30)年度～2022(令和4)年度）

- 施策の基本的な方向として11分野に分類（第3次障害者基本計画は10分野）
 - ① 安全・安心な生活環境の整備
 - ② 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - ③ 防災、防犯等の推進
 - ④ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - ⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
 - ⑥ 保健・医療の推進
 - ⑦ 行政等における配慮の充実
 - ⑧ 雇用・就業、経済的自立の支援
 - ⑨ 教育の振興
 - ⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興
 - ⑪ 国際社会での協力・連携の推進

第3次障害者基本計画では「教育、文化芸術活動・スポーツ等」で1分野

- 各分野において成果目標を充実

(2) 障害福祉計画基本指針 (2020(令和2)年5月19日改正)

- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
 - ① 基本的理念
 - ② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
 - ③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
 - ④ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標
 - ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 **内容一部変更**
 - ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 **内容一部変更**
 - ④ 福祉施設から一般就労への移行等 **内容一部変更**
 - ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 **内容一部変更**
 - ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 **新規**
 - ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 **新規**

- 計画の作成に関する事項

- その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項
 - ① 障害者等に対する虐待の防止
 - ② 意思決定支援の促進
 - ③ 障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進
 - ④ 障害を理由とする差別の解消の推進
 - ⑤ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(3) その他の新たな視点

視点	国の動向	愛知県障害者計画への反映
文化芸術活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (2018(平成30)年6月) ○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画策定 (2019(平成31)年3月) 	次期計画に記載を検討 (法に基づく都道府県計画(努力義務)に位置付ける方向で検討)
読書バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行 (2019(令和元)年6月) 	検討中 (国の基本計画策定の動向を注視し、都道府県計画(努力義務)の位置付けを検討)